



マイナンバーカードの企業一括申請 (市区町村職員が企業に出向くパターン)



メリット①

役所での受取が
不要です！



市役所

マイナンバーカードの受取のために、従業員が、市区町村の窓口に来庁する必要がありません。

⇒ マイナンバーカードの受取には、本人がお住まいの市区町村の窓口
に足を運んでいただくことが必要ですが、この方式をとれば、この負
担を軽減することができます。

? マイナンバー カードって?

マイナンバーの提示と
本人確認が、これ一枚で
完結できます！

平成29年7月から始まる
「マイナポータル」に
ログインできます！*1

住民票の写しや
印鑑証明書を
コンビニで取得できます！*2



*1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 *2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

メリット②

社員証・入退館証としての
利用がスムーズに進みます！



A社

**従業員等のマイナンバーカードの申請を一括して行う
ことで、社員証・入退館証としてのマイナンバーカード
の利用を計画的に進めることができます。**

⇒ マイナンバーカードを社員証・入退館証としてご利用いただくこと
により、システム上、入退館の高度なセキュリティ管理を行うことや、
入退時間を把握することで労務、健康管理に利用することも可能です。

<これまでの利用実績(平成27年10月5日～平成28年3月31日)>

全国22都府県41市区町(東京都杉並区、兵庫県神戸市)など 12,170件

<お問い合わせ先>

事業所所在地市区町村マイナンバーカード担当課(戸籍・住民課など)